

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー設備を導入する中小事業者等に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 次に掲げる各号いずれかに該当するもの。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者。
 - イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であるもの。
- (2) 省エネルギー設備 二酸化炭素の排出量を削減するための未使用の設備で、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 本社 本店登記及び本社機能（総務、経理、その他の事業の統括を行う部門）があり、代表取締役が常駐する事務所をいう。
- (4) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (5) 千葉市脱炭素推進パートナー 千葉市脱炭素推進パートナー支援制度に関する要綱第6条の規定による登録証の交付及び登録通知を受けた者をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次条に定める補助対象者が行う次に掲げる要件のすべてに該当する事業とする。

- (1) 事業所に省エネルギー設備を設置し、所有すること（リースにより導入し、リース事業者が所有する場合を含む。）。
- (2) 事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン未満の事業であること。
- (3) 既存設備の更新に伴うものであること（既存設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所へ設備を導入する場合を含む。）。
- (4) 第8条第1項の通知を受けた日が属する年度の2月15日（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市

の休日でない日)までに、省エネルギー設備の設置工事が完成すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に本社(個人にあつては主たる事業所)を置く中小事業者等であること(第4号のリース事業者を除く。)
- (2) 市税(延滞金を含む。)の滞納がないこと。
- (3) 市から同一の省エネルギー設備に係る補助金等を受けていないこと。
- (4) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、次のいずれかに該当するリース契約に基づき、当該設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。また、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。
 - ア リース期間が第15条第2項に定める財産処分制限期間以上であること。
 - イ リース期間の終了後、当該設備を導入した者が当該設備を購入する契約となっていること。
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者でないこと。
- (6) 規則第4条の2各号に規定する者でないこと。
- (7) 千葉県脱炭素推進パートナーであること。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)(省エネルギー設備の導入をリースで行う場合にあつては、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書(共同申請用)(様式第1号の2))に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 申請しようとする者(リース事業者を含む。)が法人の場合は、登記事項証明書
- (4) 申請しようとする者が個人の場合は、当該個人が当該事業所において事業を営んでいることを証明する書類
- (5) 事業所が既築の場合は、登記事項証明書(建物)
- (6) 事業所が新築の場合は、建物の工事請負契約書の写し
- (7) 省エネルギー設備の導入費用に係る見積書等の写し(当該導入をリースで行う場合にあつては、リース事業者が購入する設備の見積書等の写し及びリース

契約書の案又はリース契約書の写し。当該導入費用の内訳を明らかにする書類を含む。）

- (8) 省エネルギー設備の導入をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）
- (9) 省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類
- (10) 省エネルギー設備の配置図
- (11) 省エネルギー設備の設置箇所を明らかにする当該事業所の現況のカラー写真
- (12) 省エネルギー設備を導入する事業所の場所を明らかにする地図
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者による申請は、同一年度内に1件までとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の変更（第10条第1項に定める変更に限る。）又は廃止をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業により導入した省エネルギー設備を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しないこと。
- (3) 同一の省エネルギー設備について、市が交付する他の補助金等の交付申請を行わないこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

（交付の決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げるときは、申請取下書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（変更又は廃止の申請）

第10条 第8条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするとき又は事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金変更・廃止申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー設備の型式、方式等（補助金の交付決定金額の減額を伴うものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更又は廃止の承認をするものとする。
- 3 前項における通知は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金変更承認通知書（様式第9号）又は千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金廃止承認通知書（様式第9号の2）によるものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、規則第12条の規定により実績の報告をするときは、第8条第1項の通知を受けた日が属する年度の2月15日までに、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書（様式第10号の1）（省エネルギー設備の導入をリースで行った場合にあっては、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書（共同申請用）（様式第10号の2））に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支決算書（様式第11号）
- (2) 事業所が新築の場合は、登記事項証明書（建物）
- (3) 省エネルギー設備の導入費用に係る支払いを証する書類の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。当該導入費用の内訳が不明である場合は、内訳を明らかにする書類を含む。）
- (4) 補助対象設備の導入をリースで行い、リース事業者が購入する設備の見積書の写し及びリース契約書の案を添付して交付の申請を行った場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費が確認できる書類及びリース契約書の写し
- (5) 省エネルギー設備の配置等を変更した場合にあっては、変更後の省エネルギー設備の配置図
- (6) 省エネルギー設備の設置状態が確認できる当該事業所の現況のカラー写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付請求書（様式第13号）によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第14条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、交付決定者が次の各

号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）によるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金返還命令書（様式第15号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第20条第2号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得した省エネルギー設備とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、省エネルギー設備の導入に係る工事が完了した日から起算して、減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第20条の規定による処分の承認を受けようとするときは、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第16号）を市長に提出することとする。

4 市長は、前項の規定による承認申請を受けたときはそれを審査し、その審査結果を千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金財産処分（承認・不承認）通知書（様式第17号）により前項の申請をした補助事業者に通知するものとする。

5 前項により承認を受けた補助事業者が、当該財産の処分を行った場合は、千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金財産処分報告書（様式第18号）を市長に提出するとともに、財産処分制限期間に対する省エネルギー設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（協力の要請）

第16条 市長は、補助事業者に対し、当該設備による二酸化炭素の排出量削減等の効果を検証するため、稼働実績等に関するデータの提供その他の協力を要請することができる。

(補則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

千葉市中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金交付取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 省エネルギー設備 | |
|--|--|
| 高効率照明（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。）若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（以下「トップランナー基準を達成した設備」という。）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。） | |
| 高効率空調（グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。） | |
| 産業ヒートポンプ（省エネルギー効果が明確に認められる設備に限る。） | |
| 業務用給湯器（グリーン購入法調達基準に適合した設備若しくはトップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。） | |
| 変圧器（トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。） | |
| 冷凍冷蔵設備（トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。） | |
| 産業用モータ（トップランナー基準を達成した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。） | |

別表第2（第5条関係）

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|----------------------------------|---|
| 省エネルギー設備の設備費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | 補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て） 補助上限：25万円 |

※この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている場合は、補助対象経費からその額を除くものとする。